

部局名	総務企画部	所属名	戸籍住民課	所属長名	東 房子	電 話	483-1151 内線3120
-----	-------	-----	-------	------	------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード	3899		事務事業名称	住民基本台帳ネットワーク事業					短縮コード	経常	3899	臨時	3864
予算区分	会計	01	一般会計	款	02	総務費	項	03	戸籍住民基本台帳費	目	01	戸籍住民基本台帳費	
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		地方自治法・住民基本台帳法							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理及び行政情報に対する本人確認情報の提供を行うためのネットワークシステムの整備・運用を行っている。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	6本の柱（章）	07	計画の推進のために						
住民基本台帳カードの普及が進んでいないため、平成20年4月1日から23年3月31日までの3年間、交付手数料を無料にする措置を取り交付率の向上を図った。なお、所謂「マイナンバー法案」が可決成立したことから、今後は個人番号カードへシフトしていくことになる。					大項目（節）	01	市民主体による自主的な行政経営						
					中 項 目	03	第3章持続可能な行政経営の確立						
					小項目（施策）	04	(4)行政サービスの利便性向上の推進						
					細 項 目	02	②行政サービスの電子化						
				実施計画の計画事業									
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	住民登録をしている全市民							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成24年度に実際に行ったこと： ・住民基本台帳カードの交付 ・住民票の写しの広域交付 ・転入転出の特例処理 ・本人確認情報の利用							
	※平成25年度に計画していること： ・住民基本台帳カードの交付 ・住民票の写しの広域交付 ・転入転出の特例処理 ・本人確認情報の利用							
意図 （何を狙っているのか）	・現時点では、住民基本台帳カードの普及を図り、電子自治体としての機能を充実させ、事務の効率化と市民サービスの向上を図る。							
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外							
区 分				単位	23年度	24年度		25年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	人口数（住民基本台帳の人口）	人	189,084	194,900	192,951	202,600	
	指標2							
	指標3							
活動指標	指標1	カード交付延枚数	枚	14,027	16,000	15,373	17,000	
	指標2							
	指標3							
成果指標	指標1	カード交付延枚数/人口	%	7.27	8.02	7.97	8.39	
	指標2							
	指標3							
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード		3899	事務事業名称	住民基本台帳ネットワーク事業			所属名	戸籍住民課
			単位	2 3 年度	2 4 年度		2 5 年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	0	0	0	0	
		県	千円	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	
		一般財源	千円	0	0	0	0	
		その他	千円	10,063	9,592	9,358	9,021	
	主な事業費の内訳			消耗品費 3,045 委託料3,588 使用料及び賃借料3,431	消耗品費 3,104 委託料3,930 使用料及び賃借料2,558	消耗品費 2,960 委託料3,840 使用料及び賃借料2,558	消耗品費 2,373 委託料3,855 使用料及び賃借料2,793	
	人件費(B)			千円	5,615.6	5,793.2	6,202.9	
トータルコスト(A)+(B)			千円	15,678.6	15,385.2	15,560.9	15,228	

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分		理 由				
目的 妥当 性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☐ 結び付いている		事業区分「法定受託事務」のため評価対象外				
			☐ 結び付くが見直しの余地がある						
			☐ 結びつきが弱い・ない						
			☒ 評価対象外事項						
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している		事業区分「法定受託事務」のため評価対象外				
			☐ 達成していない						
			☒ 評価対象外事項						
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある		事業区分「法定受託事務」のため評価対象外				
			☐ 可能性はない						
			☒ 評価対象外事項						
	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☐ 現状のままでよい		事業区分「法定受託事務」のため評価対象外				
			☐ 見直す必要がある						
☒ 評価対象外事項									
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2、3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☒ 有効性向上の可能性はある						
			☐ 効率性向上の可能性はある						
			☐ 両方可能性はある						
			☐ 可能性がない						
	⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等		住民基本台帳カードの独自利用領域を利用した多目的のサービスについては、マイナンバー法案が可決成立したことから、個人番号カードでの対応を，国・近隣市の状況を踏まえた中で検討していきたい。				
			☐ 再任用職員及び臨時的任用職員等の活用						
			☒ I T化等の業務プロセスの見直し						
			☐ 受益者負担の見直し						
			☐ 類似事業との統合・役割見直し						
			☐ 上記以外の方法		類似 事務 事業 名称	1		実施主体 （所管部署）	
						2		実施主体 （所管部署）	
	⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☒ ある		住基法改正により，平成24年7月から他市に転出しても住民基本台帳カードは継続利用ができるようになったが，マイナンバー法案が可決成立したことにより，今後は個人番号カードヘシフトすることになる。社会保障と税の一体改革に係わる制度であるが，市町村の独自サービスの拡大の可能性としてコンビニ交付などの多目的利用があることから，国のスケジュールに沿いながら，調査・検討を行う必要がある。				
☐ ない									

コード	3899	事務事業名称	住民基本台帳ネットワーク事業				所属名	戸籍住民課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			住民基本台帳カードの独自利用領域を利用した多目的のサービスについては、マイナンバー法案が可決成立したことにより、国のスケジュールに沿いながら近隣市の状況も踏まえた中で検討していきたい。			
		☒ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止・休止								
☐ 事業完了								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			今後は住民基本台帳カードから個人番号カードへシフトしていくことになるが、コンビニ交付などの多目的利用についても、経費がかかることになる。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☒		
			不 変	☐	☐	☐		
低 下	☐		☐	☐				

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
・ 議員からカードの普及状況はどうなっているかの質問がある。 ・ 議員等からカードのネット上以外の市独自利用計画はどうなっているかの質問がある。									

所属長コメント	住民基本台帳ネットワーク事業は、国で制度・技術・運用面等から、個人情報保護に万全の対策を講じており、全国統一のスケジュールにより実施されていることから適切である。なお、この事業により、住民票の写しの広域交付や行政機関への申請書類の提出時に住民票添付の省略が可能となっているものであり、継続すべき事業であるが、マイナンバー法案の可決成立により、今後は個人番号カードへの対応が必要となってくる。国が示してあるスケジュールに沿って、近隣市の状況も踏まえながら進めていく。								
評価調整委員会評価	☒ 改革改善して継続			個人番号制度の導入による個人番号カードへの対応については、近隣市の状況も踏まえながら、国のスケジュールに沿って進めること。					
	☒ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☐ 現状のまま継続									